

# 主要な臨床倫理に対する対応方針

## 1. 真実の開示

患者さんが自己決定できるように、診断や治療法などの正確な情報を提供します。ただし、患者さんが望まない場合や、その後の治療の妨げになるなどの正当な理由がある場合には提供しないことがあります。

## 2. 自己判断不能（意志が確認できない）への対応

患者さんに意志決定能力がないと認められる場合、又は意志表示ができない場合には、患者さん本人への説明に代えて家族等（患者の立場に立ち、患者の意志を適切に推定することができる人）に説明し、適切な判断ができるように支援します。

## 3. 有益な検査・治療の拒否への対応

医師は検査・治療の必要性と利益、実施しない場合の負担と不利益について明確にします。その上で患者さんに十分な説明を行っても医療行為を拒否した場合は、患者さんの自己決定権を尊重します。ただし、医療・ケアチーム及び家族などが倫理的に必要と認めた場合、また感染症法などの法律に基づいて、医療行為の拒否が制限される場合があります。

## 4. 宗教上の理由などに基づく輸血拒否への対応

「宗教的輸血拒否に関するガイドライン 市立ひらかた病院の基本方針に基づき適切に対応します。宗教上の理由などから輸血を拒否される患者には、相対的無輸血の立場をとります。

相対的無輸血とは、患者さんの意志を尊重し可能な限り輸血をしないよう努力をしますが、生命維持のために輸血が必要であると医師が判断した場合には輸血をするという考えです。

## 5. DNAR（心肺停止時に蘇生術を行わない）の指示について

当院の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に基づき、心肺蘇生の有効性、DNAR 指示の適切性を患者さんやご家族等に説明し、倫理的側面を考慮し、適切に検討します。

## 6. 人生の最終段階における医療について

当院の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に基づき対応します。患者さんの意志を尊重するとともに、患者さん・ご家族・診療チームとが十分な話し合いにより方針を決定することを原則とします。また、可能な限り、疼痛やその他の不快な症状を緩和し、精神的・社会的援助を含めた総合的な医療・ケアを行います。

#### 7. 虐待についての対応

虐待が疑われる患者さんについては、子ども虐待院内対策チーム、成人虐待院内対策チームが対応し組織的に対処します。しかし、その前に緊急で治療などが必要な場合、患者さんに判断能力・意志決定能力がなければ、被疑者の疑いがある親や親族に病状を説明し、同意を得て医療行為を実施します。

#### 8. その他の倫理的問題について

その他の倫理的問題については、以下のフローチャートに従い審議し、その方針に従います。

#### 9. 倫理委員会での審査を申請された案件について

当院の倫理委員会運営要項にもとづき「倫理委員会」で審議し、その方針に従います。

(代表的な臨床倫理問題への対応) 平成 23 年 12 月制定  
タイトル共に 令和 5 年 1 月改訂